

運動公園周辺地区 区画整理だより

第48号

● 発行：千葉県流山区画整理事務所 ☎ 04-7150-4504



ごあいさつ

千葉県流山区画整理事務所

所長 山口 浩



初夏の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本地区の土地区画整理事業に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。県の人事異動により、この4月に当事務所の所長として着任いたしました山口浩と申します。昨年度まで県の市街地整備課長を務めておりましたが、この度、事業の最前線で指揮を執らせていただくことになりました。他の転入異動者ともども、よろしくお願いいたします。

さて、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大に皆様ご不安の日々を過ごされてきたことと思います。当事務所でも様々な対策を講じているところであり、その結果、皆様には一部ご不自由をお掛けしておりますが、ご理解いただきたく存じます。

3月に予定していた事業説明会については、今後の状況を見ながら、改めて日程のご連絡をさせていただきます。

事業の状況ですが、第5回事業計画の変更については、おかげをもちまして、今年3月13日に手続きが完了いたしました。整備の状況としては、中駒木線の南側区間が3月30日に開通いたしました。また、芝崎市野谷線の県道柏流山線との接続区間について、早期の開通を目指して準備を進めています。その他の幹線道路の整備や沿道街区の宅地造成、さらに地区南側の排水を担う2号調整池の工事も鋭意進めております。

地元の皆様には工事中大変ご不便をお掛けいたします。お気づきの点などございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。今後とも流山市と連携し、さらに事業推進を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

《今年度の体制》

よろしくお願いします（運動公園周辺地区担当者）

	管 理 移 転 課	換 地 課	工 務 課
所 長 山口 浩	課 長 吉田 功	課 長 青柳 修司	課 長 高橋 秀暢
次 長 永山伸太郎	山中 英男 木下 文伯	鮫島 孝夫 千葉 洋史	加藤 弘幸 吉田 傑
次 長 松田 浩二	鈴木 明 岩澤 瞭	渡邊 英則 佐々木 慶	中嶋 和成 染谷 勇貴
	橋尾 俊城	齋藤 良祐	大泉 崇之 鈴鹿 大地
			諸橋 弘樹

※下線は転入者

転 出 者 — お世話になりました —

所 長	岩岡 良	次 長	松本 隆	次 長	増田 幸政	管理移転課 副主幹	松本まゆみ
換地課 主査	石黒 裕康	工務課 副主査	尾崎 邦彦	工務課 副主査	池田 絢	工務課 技師	増田 裕揮
工務課 技師	嘉藤 亮治	工務課 技師	後藤 瞬平	管理移転課 主事	廣瀬 優花（所内異動）		

業務支援（日本測地設計株式会社）の紹介

補償担当	阿部 清高	補償担当	田中 毅	補償担当	星野 真一	補償担当	大塚 明
補償担当	中野 久夫	補償担当	湯本 正	換地担当	根本 実	換地担当	斉藤 将之

土地区画整理審議会の開催について

【第62回土地区画整理審議会】

開催日 令和2年3月5日（木）

出席委員 16名

「第1号議案」では、仮換地指定33件が原案通り承認され、「第2号議案」では、保留地設定3箇所が原案の通り同意されました。また、その他として「事業の進捗状況及び令和2年度工事予定」、「事業計画の変更に係る経過報告」について説明を行いました。



流山市運動公園周辺地区まちづくり推進会委員の選任

まちづくり推進会は、流山市運動公園周辺地区の土地区画整理事業施行地区内において、快適で住みよい街づくりの推進を図ることを目的として、平成11年に設置されました。

委員は、施行地区内の土地について所有権又は借地権を有する方と関係自治会から推薦された方から構成されており、このたび、任期満了に伴い、新たにまちづくり推進委員が決まりましたので、ご報告いたします。

任期：2年（令和元年12月22日～令和3年12月21日）

地区名	氏名	備考
三輪野山	奥開 岩雄	新任
市野谷	櫻井 孝一	再任
	増田 俊康	再任
	小嶋 哲男	新任
野々下第一	伊澤 裕	新任
	染谷 清智	再任
古間木	金子 文雄	再任
	田原 正俊	新任
芝崎	鈴木 久雄	再任
	吉野 武雄	再任
加・平和台	後藤 俊昭	再任
後平井	宇佐見 登	再任
	矢野 節生	再任
中	中山 和男	再任
	中山 久志	新任
思井	伊原 明	再任
	伊原 斉	再任
ウッドランドヒルズ流山	國武 宏	新任

（敬称略）

流山都市計画事業 運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業

整備状況

令和2年4月



流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理事業の 第5回事業計画変更について

第5回の事業計画の変更については、昨年度、地権者の皆様をはじめ関係者に説明会等で変更案の説明を行い、その後、変更案の縦覧などの手続きを進め、国の認可を経て、令和2年3月13日に事業計画変更の公告（千葉県報）をいたしました。

なお、縦覧に際しては、意見書の提出はありませんでした。

<変更概要>

土 地 利 用 計 画	
凡	例
	施行地区界
	都市計画道路
	区画道路
	特殊道路
	道路付帯地
	公園
	緑地
	調整池
	一般住宅地
	集合住宅地
	沿道市街地
	集合農地区
	墓地
	商業用地
	学校
	公共公益施設用地
	その他施設用地
	鉄道施設区



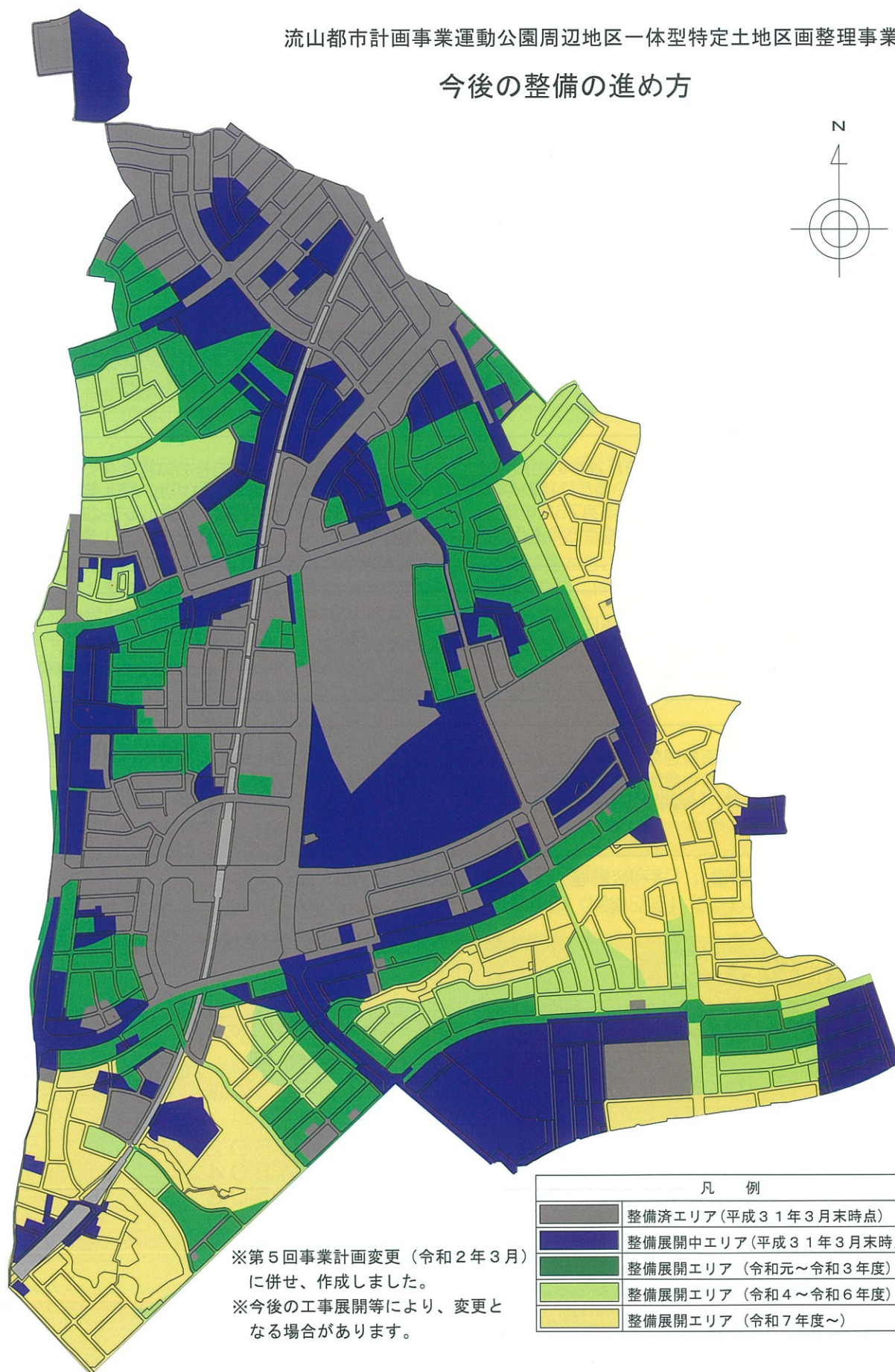
※平均減歩率40%の変更はありません。

変更概要

- ①土地利用計画
 - ・斜面緑地のさらなる保全、2箇所の大型街区化
 - ・上記に伴う公園、区画道路の変更
 - ・歩行者専用道路、墓地の変更
- ②事業施行期間 7年延伸（平成10年度～令和4年度 ⇒ 平成10年度～令和11年度）
- ③資金計画 約143億円増（約745億円 ⇒ 約888億円）
（事業費）

流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業

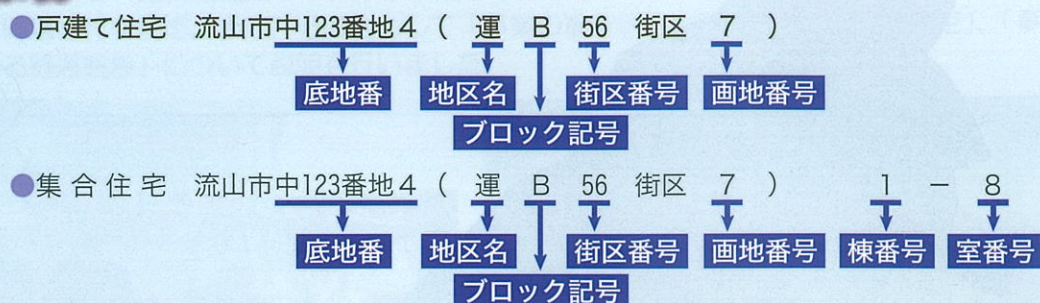
今後の整備の進め方



土地区画整理事業地区内における住民票の表示方法

流山市では、住所の表示を分かりやすくするため、土地区画整理事業地区内では、住民票に記載する住所として、底地番に加え地区名及び街区画地番号を表示することとしていますので、ご承知おきください。

表示例



建築行為等の制限

事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土等をする場合は、知事の許可（土地区画整理法第76条申請）が必要です。「行為許可申請書」を提出してください。なお、申請に際しては事前にご相談くださるようお願いいたします。（問い合わせ先：換地課）

権利の変動届

地区内の土地について売買・相続等により所有権の移転をした場合は、土地登記簿謄本（写し）を添付して、「権利変動届」を提出してください。また、借地権等の権利に変動が生じた場合にも届出をしてください。（問い合わせ先：換地課）

仮換地証明書

仮換地証明書は、区画整理前の従前の土地が、仮換地指定によってどこの土地に仮換地されたかを証明するものです。建物の表示登記を行う場合や、金融機関からの融資を受ける際には、仮換地証明書が必要となります。申請には、「仮換地証明願」を提出してください。なお、発行には1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。（問い合わせ先：換地課）

※「行為許可申請書」、「権利変動届」及び「仮換地証明願」は、千葉県ホームページ内の流山区画整理事務所のページ（下記参照）に掲載しています。

問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がございましたら、お気軽にご相談ください。
※権利者以外の方からのお問い合わせについては、個人情報保護のため、委任状の提示をお願いしています。

千葉県流山区画整理事務所

〒270-0163 流山市南流山1丁目13番地
E-mail:nagareku04@mz.pref.chiba.lg.jp

TEL 管理移転課直通 04-7150-4502
換地課直通(運動公園) -4504
工務課直通(運動公園) -4508
保留地販売担当 04-7138-6360
FAX 04-7150-4506

土地区画整理事業についての説明は、
千葉県県土整備部

流山区画整理事務所 <https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-nagare-k/index.html>
都市整備局市街地整備課 <https://www.pref.chiba.lg.jp/tosei/index.html>
及び 流山市のホームページ <https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002263/1002274/index.html>
でもご覧いただけます。